

## 誰が守るのか、登下校の安全

### ～千葉県小3 女児誘拐殺害事件を通して～

鎌倉女子大学講師・学校安全教育研究所事務局長 矢崎良明

#### 1 事件の概要

- (1) 被害者 松戸市立M第二小学校3年女子児童R（ベトナム国籍）9歳
- (2) 容疑者 被害者宅の近くに住むY. S 46歳  
M第二小学校保護者の会(二小会)の会長  
見守りボランティアにも参加
- (3) 事件の経緯  
平成29年3月24日  
8:00 ごろ 児童は自宅を出て学校に向かう。当日は終業式。  
自宅と学校の間地点にいた見守りボランティアは、当日児童の姿を見ていない。  
通学路に設置してある防犯カメラに児童の姿は映っていない。  
8:40 学校から「来ていない」と自宅の父親に連絡  
11:00 ごろ 父親が警察に捜索願を出した。  
3月26日  
18:45 千葉県我孫子市北新田の排水路にかかる橋の下の草むらで遺体を発見  
全裸の状態、所持品なし。  
3月27日 茨城県坂東市の荒川河川敷でランドセルを発見  
28日 ランドセル発見現場から500m離れたところで衣服等を発見  
4月14日 Y. Sを死体遺棄容疑で逮捕
- (4) 容疑者について
  - ・児童の通学する学校の通学路で、登校を見守る活動をほぼ毎日していた。
  - ・その際、児童Rとハイタッチする姿も目撃されていた。
  - ・複数の児童に「車で送って行こうか？」などと声かけをしていた。
  - ・同校に2年生の自分の子どもも通学していた。

#### 2 M第二小学校の通学路を検証

事件後4月19日に筆者は、M第二小学校の通学路を検証した。

また、被害児童が登校する際のこと、次のような情報があったことを踏まえて、通学路でなく児童Rがよく通ったと思われる道路も歩いて検証した。

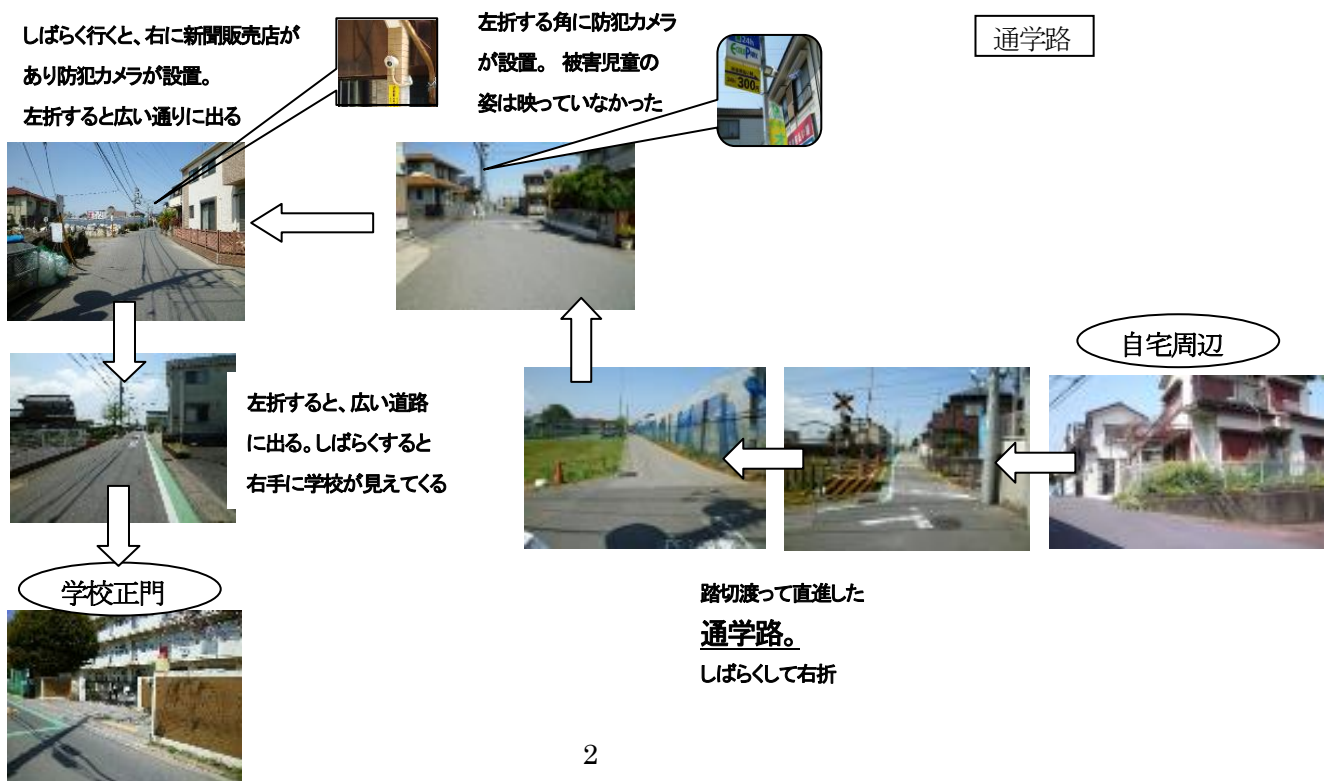
(児童Rの登校に関する情報)

- ・事件当日、見守りボランティアの人は児童Rの姿を見ていない。
- ・事件当日、通学路にある防犯カメラに児童Rの姿が映っていなかった。
- ・児童Rは日頃から、通学路とは別の道を通って登校することがしばしばあった。
- ・児童Rは、遅れて一人で登校することがしばしばあった。



左上図は、報道された通学路等の図である。通学路は、児童宅を出て東武野田線の踏切を渡り、梨畑の周辺を通り学校に向かっている。▲印のところに防犯カメラが設置されている。また、点線で囲った部分は、通学路でなく、児童Rがしばしば通っていた道路である。

右上図は左上図の航空写真である。児童Rがよく通っていた道路と、容疑者Y・Sがたばこをすっていたのが目撃された場所である。



### 3 子どもを守るのは誰か

- 平成 13 年(2001 年)附属池田小事件 ・ 平成 16 年(2004 年)奈良市の事件など児童生徒の安全を脅かす事件

- 地域で子どもを守る  
平成 17 年「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」(文部科学省)

地域安全ボランティア

地域安全マップ

平成 17 年(2005 年)広島の事件、今市の事件

見守りの強化

防犯カメラの増設

- 平成 21 年「学校保健安全法」

学校安全の充実

学校・家庭・地域・関係機関の連携

- 平成 29 年(2017 年)我孫子市の事件

前ページの情報

- ① 昨年5月ごろから一人で登校するようになった
- ② 他の児童より遅い時間帯に登校していた
- ③ 通学路を通らないことがしばしばあった

地域の見守り活動の崩壊

だれが、どうやって子どもの安全を守るのか??

見守り活動の一層強化  
防犯カメラの増設??

#### 何が大切か?

#### (1) 子どもを守る原点に戻る

子どもを守るのは誰?

子どもの安全管理の責任者は誰?

#### ・親が「自分の子どもは自分で守る」という意識

・仕事優先から、子ども優先を考える

・見守りボランティアとのコミュニケーション・・・お任せになっていませんか?



・親が見守りボランティアとコミュニケーションをとっていますか?

「いつもありがとうございます」「〇〇の親です。お世話になっています」

・学校へ出かけるとき、玄関で次のような声かけをしていますか?

「通学路をきちんと通りなさい」「遅れないようにね」「気を付けて行ってらっしゃい」

・子どもと一緒に通学路を通って登校したことはありますか?

#### (2) 子ども自身が危機回避能力をつける

危険予測能力・・・危険な場所、危険な声かけ

危険回避能力・・・危険に遭遇したときの対処方法

## 4 登下校中の児童生徒の管理責任は、学校？保護者？

### (1) 日本スポーツ振興センター災害給付に関する記述

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 第五条

2 「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

四 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程

第4号 通常の経路及び方法により通学する場合

- ・通学とは、学校教育を受けるために、児童生徒等が住居又は職場と学校との間を往復する行為をいう。(注79)(注80)
- ・通常の経路とは、児童生徒等が通学のために平常通っている経路をいうが、それ以外にも社会通念上、通常の経路と認められる経路がある場合はこれを含む。



しかしこれらは、災害給付に関する規定の中で、登下校中は学校の管理下として定めているものであり、登下校中の事件・事故について、学校の責任を定めたものではない。

### (2) 諸外国での例

#### ① 登校時の例

親が毎朝付き添って登下校するのは当たり前。登校時間になると校門が開き一斉に子どもは学校の中に入り、遅刻すると、午後から学校に入れるが、午前は欠席になる。

#### ② 州の条例では

- ・13歳になるまでは一人での留守番は禁止
- ・15歳になるまでは一人での外出は禁止。どこに行くときも親がついていかななくてはならない。

#### ③ 日本の現状を見て

- ・子どもだけで通学しているのを見て、「すごいな！うちの国だと法令違反で通報される。」
- ・日本では、子どもだけで電車に乗っている。驚いた。

### (3) 日本の法令では

憲法26条-2

「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」

民法820条

「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」



したがって、保護者が子どもを安全に学校に通学させることや、子どもの生活や言動について責任を持って管理指導する必要がある

- ・基本的には、登下校の安全確保の責任は保護者にあると言える。
- ・帰宅後の子どもの行動を保護者が責任をもって管理すること。

学校は、

- ・通学路を示し、登下校の安全指導を徹底すること。
- ・学校と保護者、地域が協力をして、安全確保に努めることが重要である